

須賀川駅西地区都市再生整備事業残地に係る 土地利用の社会実験（追加）募集要項

1 趣旨

須賀川駅西地区には市が所有する事業残地が点在しており、今後の残地活用に向けたニーズ調査を目的として、以下のとおり募集します。

2 対象となる土地

別紙図面のとおりに（①、②のエリア）

3 募集内容

貸駐車場

1区画：2.5m×5.0m=12.5 m²

①エリア：7区画

②エリア：5区画

4 使用料

1か月あたり5,400円/区画

5 使用期間

市が許可した日から令和9年3月31日までの任意の期間

6 募集期間（申込期限）

令和9年2月26日（金）まで

（窓口での受付は平日9時から16時まで）

なお、貸駐車場の予定台数に達した場合は、申込期限前であっても募集を停止します。

7 申請方法

この募集要項及び現地の状況をすべて確認した上で、別紙「行政財産使用許可申請書」に必要事項を記入し、まち共創課（市役所2階北側）まで提出してください。

メールや郵送での提出も可能ですが、確認のため電話でもご連絡ください。

8 注意事項

- （1）申請時にエリア（①、②）の指定は可能ですが、エリア内の駐車スペースは市が指定します。
- （2）許可内容に関する異議やお問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。
- （3）市では駐車場の管理（除草・除雪等）は行いませんので、利用者において適正に管理していただきます。
- （4）許可を受けた方は許可条件を遵守するとともに、近隣住民に迷惑となる行為をしないこと。なお、駐車場内及び近隣のトラブル等についても市は一切関与しませんので、当事者間で対応してください。
- （5）使用料は、使用月数及び区画分を事前に一括で、市が指定する金融機関でお支払いいただきます（分割支払不可）。いかなる理由があっても、納期限までに使用料を納めら

れない場合は許可を取り消します。

- (6) 使用期間が1か月未満でも、1か月分の使用料をお支払いいただきます。(日割り計算はしません。)
- (7) 今回の募集はあくまで社会実験として行うものであり、恒久的に駐車場として貸し出すものではありません。また、市の事業により期限内であっても社会実験が終了する可能性があることをご理解の上、申し込みください。
- (8) 使用者が故意または過失により駐車場またはその他に損害を与えたときは、使用者の責任と負担でその損害を賠償してください。
- (9) 期間満了や許可取り消しになった際には、直ちに本件駐車場を市に明け渡してください。
- (10) 申請の際は、本要項及び須賀川市公有財産規則に定める事項に同意したものとみなします。許可にあたっては条件を付して許可を出しますので、使用許可書に記載する「許可の条件」についても申請前に内容をご確認ください。なお、定めのない事項については、市が適宜決定します。
- (11) 本要項や規則、許可の条件に違反したと市が認めたときは、催告をせずに直ちに許可を取り消します。また、納められた使用料は一切返還しません。

9 使用開始までの流れ

項目	備考
申請	随時受付
許可の決定	申請からおおむね1週間程度
使用許可書及び使用料納付書の交付	原則窓口で交付（交付日は電話で連絡） 納期限は許可日から2週間以内
駐車場の使用開始（許可日より）	駐車する際は許可証を車内に掲示すること

10 お問い合わせ先

須賀川市建設部まち共創課都市整備係（須賀川市八幡町135番地 庁舎2階）
電話：0248-88-9155 メール：machi@city.sukagawa.fukushima.jp
FAX：0248-94-4563

須賀川市公有財産規則



https://en3-jg.d1-law.com/sukagawa/d1w_reiki/H341902100020/H341902100020.html